特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
37	物価高騰対応重点支援給付金に関する事務評価書	基礎項目

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、物価高騰対応重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱(2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱(3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱(4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整給付)分)実施要綱(5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱(5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱(6)長岡市令和7年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱
③システムの名称	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・中間サーバー ・統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル	名 2
物価高騰対応重点支援給付金	シファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表135の項
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉保健部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉保健部福祉総務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番10号 0258-39-2217
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年9月25日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	7年9月25日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	,重点項目評価	「書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・2	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人	Fを介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	リスクに対し、下記の対策を講じ ・人為的ミスを防止するためのプ ・事務手続きを進める際には、説	こている。 ち策を職員間で十分に 呉りが発生しないよう、衤	
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によってオ4) 委託先における不正な信5) 不正な提供・移転が行わ6) 情報提供ネットワークシ	るリスクへの対策 孫に必要のない情報。 下正に使用されるリスク 吏用等のリスクへの対策の つれるリスクへの対策の ステムを通じて目的外 ステムを通じて不正なが ・滅失・毀損リスクへの	策 髪託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 是供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	育研修を実施している。	こおいても、研修資料を	する職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、教 活用しながらリスクへの対策を講じている。 である」と考えられる。

変更箇所

変更箇				I mark and the	In the last time and an extension
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。 (1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業の必要編(2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物 個高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に 必要な、税情報等の各種情報の照会」事務に おいて、特定個人情報を取り扱う。 (1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価 格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱 (2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援 総付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯 等分)実施要綱 (3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援 総付金支給事業(新たに住民税非課税となる世 帯等分)実施要綱 (4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援 総付金支給事業(策)大なる世 帯等分)実施要綱 (4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援 給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整 給付)分)実施要綱	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年8月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年6月28日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年8月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和6年6月28日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。(1)長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価(2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱(3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱(3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱(4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整給付分)実施要綱	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援給付金を給付するにあたり、番号法の規定により、下支給要件の確認に必要な、投情報等の各種情報の原金」事務において、特定個人情報を取り扱う。(1) 長岡市令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱(2) 長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(在足税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱(3) 長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(新たに住民税非課税となる世帯等分)実施要綱(4) 長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(京額減税補足給付金(調整給付)分)実施更綱(5) 長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(定額減税補足給付金(調整給付)分)実施更綱(5) 長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	令和7年3月11日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	令和7年3月11日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を取り扱う際には、必ず複数人で確認し対応することとしており、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。・人為的ミスを防止するための方策を職員間で十分に共有し、取扱いに注意している。・事務手続きを進める際には、誤りが発生しないよう、複数回のチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠		毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に対し、教育研修を実施している。また、実際に業務従事する際においても、研修資料を活用しながらリスクへの対策を講じている。以上のことから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表135の項 主務省令②第59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表160の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」・・・・「で政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)「主務省令①」・・・・「行政手続における特定の個人を識別するための番号ので定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号)「主務省令②」・・・「「で乗り、「下政手続合、「でしている場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる場合で、「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」といる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではないる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。「ではいる。」にはいる。。」にはいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。」にはいる。。」には	「番号法」・・・・・・ 「故手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」・・・ で表続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135の項 主務省令①第74条	番号法別表135の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月11日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月11日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年10月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援地方創筑 高騰対応重点支援治力金にあたり、番号法の規定により、「安給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。(1)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱(2)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援総付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯等分)実施要綱(3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援治付金交給事業(方)実施要綱(4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援制行金支給事業(管額減税補足給付金(調整給付分分)実施要綱(5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付方分)実施要綱(5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付方分)実施要綱(5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付方分)実施要綱(5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援給付金、30年間、2011年間、20	長岡市が、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の要綱に基づき、物価高騰対応重点支援地方のは高勝対応重点支援地方のいるにあたり、番号法の規定により、「支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会」事務において、特定個人情報を取り扱う。(1)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要編(2)長岡市令和5年度物価高騰対応重点支援総付金支給事業(在民税均等割のみ課税世等分)実施要綱(3)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援総付金文給事業(方)実施要綱(4)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援総付金分等等分)実施要綱(5)長岡市令和6年度物価高騰対応重点支援総付金分等率業(定額減税補足給付金(調整給付)分)実施要綱(5)長岡市令和7年度物価高騰対応重点支援総付金交給事業(6年度住民税非課税世帯分)実施要綱(6)長岡市令和7年度物価高騰対応重点支援総付金交給事業(6種関・10分)実施要綱(6人長岡市令和7年度物価高騰対応重点支援組分の対策を編成税前を支給事業(6種関、10分の対策を開始を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年10月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和7年9月25日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和7年9月25日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目